

## 「DogHuggy」の審査結果について

(2020年5月8日)

シェアリングエコノミー認証制度 認証委員会

委員長 持丸正明

「DogHuggy」のシェアリングエコノミー認証制度における認証可否について、認証委員会として以下の結論とする。

### <結論>

認証

### <理由>

当サービスの適法性を判断するにあたって検討が必要となる法令として、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護法）がある。

第一に、動物愛護法は、動物の販売の取次又は代理を除く取扱いをマッチングすることを禁じていないから、申請者による当サービスの提供は、動物愛護法に違反しない。

第二に、当サービス上で動物を預かるホストが、動物の保管を業として行うものにあたる点とすると、登録を得ていないホストによる当サービスの利用は法令違反ということになる。したがって、当サービス上で動物を預かるホストは、「業として」動物の保管を行うものと評価されるものであるかどうか論点となる。

当委員会は、本認証制度における「認証基準」及び政府が策定した「シェアリングエコノミーモデルガイドライン」の定める基準に沿って認証の可否を判断する立場である。したがって、当委員会は直接上記の法律上の評価に入ることなく、当委員会に与えられた基準に従って、基準を満たすものであるかどうかを判断することが求められていると言える。

この点、シェアリングエコノミーモデルガイドラインが含まれる「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書」では、「サービス提供に関するリスク等の自己評価」について以下の通り定められている。

「また、当該サービスの提供・利用が明らかに法令違反となるのであれば、提供者も利用者も信頼してサービスを提供・利用できないし、当該サービスの持続可能性に対する不安からその発展が見込めない。シェア事業者においても、まずは自らが行おうとしているビジネスの現行法上での評価を正しく行っておくことが出発点である。

シェアリングエコノミーは、現在進行形で進展しており、変化のスピードが速く、従来想定していなかったような技術の活用を伴うものであり、既存の法令の適用関係を行政が適時適切に判断することには困難が伴うことも想定される。したがって、早期のサービス導入に当たっては、法令との関係について、シェア事業者は弁護士等を活用して適法性を確認することも適当と考えられる。

そこで、提供者や利用者が持つ信頼性（コンプライアンスや持続可能性に対する信頼を含む。）に係る不安について、シェア事業者のアカウントビリティを高め、法令違反に係るレピュテーションリスク等を低減させる観点から、シェア事業者は、自らのマッチングプラットフォームを通じて提供されるサービス及び当該マッチング行為について、

（イ）弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化

を行うことが適当である。」

そして、「（イ）弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化」については、以下のように定められている。

「マッチングプラットフォームを通じて提供されるサービスの提供・利用が明らかに法令違反となるのであれば、提供者も利用者も信頼してサービスを提供・利用できないし、当該シェアリングエコノミーの持続可能性に対する不安からその発展が見込めない。また、シェア事業者においても、まずは自らが行おうとしているビジネスの現行法上での評価を正しく行っておくことが出発点である。シェアリングエコノミーは、現在進行形で進展しており、変化のスピードが速く、従来想定していなかったような技術の活用を伴うものであり、既存の法令の適用関係を行政が適時適切に判断することには困難が伴うことも想定される。したがって、早期のサービス導入に当たっては、法令との関係について、シェア事業者は弁護士等を活用して適法性を確認することも適当と考えられる。このため、提供者や利用者が持つ信頼性（コンプライアンスや持続可能性に対する信頼を含む。）に係る不安について、シェア事業者のアカウントビリティを高め、サービス提供者による法令違反に係るレピュテーションリスク等を低減させる観点から、シェア事業者は、自らが提供するインターネット上マッチングプラットフォームを通じて提供されるサービス及び当該マッチング行為を分析し、弁護士等の法律の専門家等を活用して、明らかに抵触するおそれが高い法令の調査及び当該サービスが法令違反にならないとする根拠の明確化を行うこと。」

当サービスについては、DogHuggy社より、弁護士による意見書が提出されており、適法性について一定の説明責任を果たしていると考えられる。弁護士の意見書の合理性については、委員会内でも弁護士の委員、その他の委員で確認した。

また、動物愛護法の立法過程を考えると、現在のようなインターネット等を活用したビジネスが前提になっていなかったことも考慮されるべきである。国会でも同様の認識はなされており、令和元年の動物愛護法改正に際しては、「第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていることに鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。」との附帯決議が付されたところである。

今後、同附帯決議を踏まえて、政府内で適切な規制の見直しに向けた検討が行われるよう、シェアリングエコノミー検討会議などの場で問題提起がなされることが望まれる。

また、動物愛護法の立法趣旨を鑑みるに、預けられる動物の安全を高い水準で保つことも重要であると考えられる。当サービスを通じて預けられる動物の管理状況については、登録時のホストユーザー審査により一定水準が保たれているとともに、犬を預ける前にゲストユーザーがホストユーザーの保管環境（主に自宅）を確認することとし、双方が納得した上で実際の受け渡しが行われる施策を取っている。また、当サービスの安全水準については、専門家（獣医師）から「当サービスと同じペット預かりのビジネスであるペットホテル等と比較しても高い水準で保たれていると考えられる」旨の意見を確認している。

#### <付帯条件>

- 当局による規制運用の状況をモニタリングし、適法性を改めて考慮すべき重大な事象が起こった場合は、当認証の取り扱いについて改めて委員会にて検討する。

以上